

令和5年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和5年12月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第78号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第4 | 議第79号 | 令和5年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について |
| 第5 | 議第80号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |

令和5年藍住町議会第4回定例会会議録

12月5日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和5年第4回藍住町議会定例会に御出席をくださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和5年第4回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに、1件の請願の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番議員、鳥海典昭君及び10番議員、小川幸英君を指名します。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にすると思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの11日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第78号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第5、議第80号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなるとともに、次第に寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となってまいりました。

さて、本日、令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

はじめに、物価高対策についてであります。物価高騰の影響を受けている町民の皆様への生活支援と町内事業者への経済的影響の緩和を目的に9月から販売を開始した、くらし応援プレミアム商品券事業について、11月末時点で対象世帯の7割を超える皆様に購入いただいております。購入期限及び使用期限については、ともに来年1月末までとなっており、引き続き、多くの皆様に御利用いただけるよう周知に努めてまいります。

また、国においては、現下の厳しい経済状況を踏まえ住民税非課税世帯への7万円の追加給付等を決定したところであり、速やかに給付できるよう事務手続を進めてまいります。

次に、物価高騰に伴う学校給食費への支援についてであります。食料品やエネルギー価格高騰の影響を受け、学校給食に係る食材費や燃料費が当初の見込みを超えて増加しており、現状の給食費では質の高い給食の提供が困難となりつつあります。そこで、保護者の皆様の負担を増加させることなく、これまでどおりの給食が提供できるよう、この度の補正予算において物価上昇に伴う経費を計上することといたしました。引き続き、厳しい経済状況下にある子育て世帯の支援に努めてまいります。

次に、正法寺川公園にかかる、みどり橋についてであります。平成6年に竣工し、架橋後、約30年が経過しております。県内唯一の木造アーチ橋で公園のシンボルでもあり、これまで維持修繕に努めてまいりましたが老朽化が進んでおります。他県では、みどり橋と同じ木材を利用し平成8年に竣工した木橋が崩落する事案が発生しており、専門家からは、みどり橋についても同様の危険性が指摘されております。このため、今月8日から専門業者による緊急点検を実施いたします。点検期間

中は、みどり橋の通行止めを行いますので御理解をお願いいたします。

次に、東中富桜つつみ公園の再整備についてであります。バーベキューエリア整備工事の期間中においても公園の大部分はこれまでと変わらず御利用いただけますが、工事区画と公園東側に設置する資材置場は、工事車両が出入りいたします。工期は来年3月29日までとなっており、公園を利用される方と近隣の皆様には御迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、主権者教育についてであります。本町の未来を担う中学生が社会の出来事や問題を自分事として考え、議会の役割や地方自治の仕組みを学び関心を高めてもらうため、10月31日に中学生議会を開催いたしました。中学生議員からの多方面にわたる質問や提案、要望を踏まえ、新たな公園施設の整備に向けたアンケート調査や図書館の自習スペースの試験的設置など、各種の取組を進めることとしております。昨年度に続けての開催であり、今後とも、議員各位の御協力をいただきながら、より効果的な事業となるよう工夫してまいります。

次に、太陽光発電設備の導入についてであります。合同庁舎屋上への設備設置については既に臨時議会において契約議案を可決いただき、10月に着手し、年明け1月下旬の竣工に向けて工事を進めております。また、災害時の停電に備え、西グリーンステーションにおける設備の導入調査事業に着手したところであり、国の予算措置の状況も踏まえながら、次年度の設置に向け検討を進めてまいります。いずれの事業も平時の脱炭素化と災害時の機能強化を図るものであり、今後とも積極的に事業を推進してまいります。

次に、高齢者の健康づくりへの支援についてであります。加齢に伴い心身の活力が低下するフレイルを予防するため、町社会福祉協議会と連携し、フレイルサポーターによる普及啓発活動を展開しております。昨年度に続き、今年度もフレイルの日である2月1日にゆめタウン徳島において簡易的なフレイル診断や啓発予防グッズの配布、共催企業によるパネル展示など、フレイル予防普及啓発イベントを開催いたします。今後とも高齢者の皆様に健康な暮らしを続けていただけるよう、関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

最後に、藍の魅力発信についてであります。日本遺産に認定された藍のストーリーを国内外に発信するため、さまざまな取組を進めております。10月には日本遺産に登録された4県と連携し、藍の館において、日本遺産フェスティバル・イン・

藍住を開催いたしました。2日間で約1,600人の来館者を迎え、他の日本遺産とともに藍の魅力を体感していただくことができました。また、イーストとくしま観光推進機構と連携し、インバウンド対象の高付加価値ツアーの造成にも取り組んでおります。さらには、友好都市である山形県河北町などと連携し、藍と紅による商品開発を文化庁の委託事業として進めています。先月にはネクタイやスカーフなどの試作品が完成したところであり、今後は販売へと展開し、日本の伝統工芸を海外に向けて発信してまいりたいと考えております。こうしたイベントやツアー造成、商品開発などにより、藍の館を藍の情報発信拠点として、さらに発展させてまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第78号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億2,000万円増額し、予算総額を129億3,300万とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減及び給与改定に伴う調整を全般にわたって行っております。総務費では、屋外スポーツ施設整備に向けてのアンケート調査、マイナンバーカード交付事業等で1,310万8,000円増額。衛生費では、子どもはぐくみ医療助成事業等で4,988万円増額。土木費では、藍住橋排水ポンプ設置工事等で913万円増額。教育費では、国庫支出金等精算返納金、学校給食調理加工費等で8,142万2,000円を増額するものであります。歳入の主な補正では、国庫支出金で495万5,000円増額、県支出金で307万5,000円増額、寄附金で130万6,000円増額、繰入金で5,000万円増額、繰越金で3,953万4,000円増額、諸収入で2,031万9,000円増額を行うものであります。

議第79号「令和5年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳出補正により予算総額を30億9,711万4,000円とするものであります。歳出補正の主な内容といたしましては、総務費の一般管理費を100万円、地域支援事業費の一般管理費を235万円、一般介護予防事業費を10万円増額し、介護サービス等諸費を345万円減額するものであります。

議第80号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行により、就学

前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことにより、国の定める基準どおり語句等を訂正するものであります。

以上、補正予算で2件、条例関係で1件、計3議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時14分小休

〔小休中に小川理事兼総務企画課長、大地健康推進課長、深見福祉課長、補足説明をする〕

午後10時28分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。議案調査のため12月6日から12月11日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、12月6日から12月11日までの6日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、12月12日午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会とします。

午前10時29分散会

令和5年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和5年12月12日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員 前田 晃良	10 番議員 小川 幸英
2 番議員 竹内 君彦	11 番議員 林 茂
4 番議員 永浜 浩幸	12 番議員 奥村 晴明
5 番議員 宮本 影子	13 番議員 佐野 慶一
6 番議員 森 伸二	14 番議員 森 志郎
7 番議員 近藤 祐司	15 番議員 米本 義博
8 番議員 紙永 芳夫	16 番議員 西川 良夫
9 番議員 鳥海 典昭	

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

1 番議員 前田 晃良

7 番議員 近藤 祐司

11 番議員 林 茂

10 番議員 小川 幸英

令和5年藍住町議会第4回定例会会議録

12月12日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは4名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問の内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに1番議員、前田晃良君の一般質問を許可します。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。先の議会でも東中富桜つつみ公園の再整備について議論があり、再整備にあわせて滝やせせらぎを再開することが公表されました。これまで約4年間、止まっていた施設であり、私も再開を大いに楽しみにしております。まずは、こうした子育て世代に不可欠である公園に関してお伺いいたします。

本町には、東中富桜つつみ公園や正法寺川公園などが整備されており、子供たちが自由に遊べる場として、さまざまな遊具が設置されています。休日には多くの親子連れでにぎわっており、このような公園での遊具遊びは、子供たちにとって楽しみながら心身の成長が図られるとともに運動能力を育む有意義なものであります。私も、友人と一緒に楽しく遊んだ公園は今でも記憶に残っておりますし、子供ができたなら一緒に公園で遊ぶことを楽しみにしております。しかしながら、いずれの公園も整備後20年以上が経過しており、遊具の老朽化が進んでいるようであります。

先日、桜つつみ公園に行ってきましたが、ローラー滑り台をはじめ、3つの遊具

が利用禁止となっていました。遊具の老朽化に伴う事故やけがを案じての対応だと思いますが、こうした遊具について、どのように検討し利用禁止の判断をしているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 前田議員御質問の公園遊具について、どのように点検し利用禁止を判断しているのかという御質問について御答弁をさせていただきます。公園の遊具の点検についてですが、日常的には職員が定期的に業務の中で目視、触診などにより異常の有無を確認するほか、公園の利用者や公園の清掃業務を委託している事業者からの異常の連絡があった場合は早急に現地で確認を行っております。また、年1回、専門業者に委託して、遊具の安全に関する規準に基づき、より詳細な定期点検を実施いたしております。

利用禁止の判断については、この定期点検により、変形や破損、ぐらつきなどの危険性の程度、腐食や亀裂、摩耗など劣化の程度など、各項目の判定結果を考慮し、総合的に判断いたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●1番議員（前田晃良君） 再問します。子供たちにけががないよう、しっかりと管理していただきたいと思えますが、こうした利用を禁止している遊具について、町民の皆さんにはどのように情報発信しているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 前田議員の再問についてお答え申し上げます。現在、利用禁止している遊具につきましては遊具に利用禁止の表示をするとともに、ホームページにその旨を掲載いたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） わかりました。町民の皆さんが公園に行って初めて利用禁止の遊具が分かるというのではなく、あらかじめ利用を禁止している遊具が把握できるよう情報発信をお願いできればと思えます。

次に、いつまでも利用禁止の遊具を放置しておくことはできません。公園を利用

する子供たちのためにも、また、公園施設の充実を図る観点からも、利用を禁止している遊具については修繕や撤去に伴う新しい遊具の設置などを進める必要があると思いますが、町としてどのような方針で取り組んでいるのかお伺いたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 前田議員から公園の遊具の修繕や更新について御質問をいただいております。本町が管理する正法寺川公園、また、桜つつみ公園、東中富親水公園につきましては議員御指摘のとおり、整備後、相当の年月が経過しており、遊具などの老朽化は否めません。また、遊具につきましては他の公園で事故などが発生した場合には安全基準が見直されることとなり、新しい遊具でも使用を停止せざるを得ないものもあるのも現状でございます。こうした遊具につきましては、引き続き長期間にわたり使用が可能なものは修繕を行い、危険性の高い損傷などがあり補修方法が困難で安全の確保に支障となる場合や、あるいは修繕が相当程度高額になる場合には、更新や撤去を検討することを基本方針としているところであります。また、遊具の撤去後につきましては同じ遊具の新設や防災など新たな機能を有する遊具の設置、撤去後の地形を利用した遊び場の整備など、さまざまな方法を検討することとしております。現在、こうした基本方針に基づきまして、安全性や機能が損なわれない、失われないよう予防しながら計画的に遊具等の長寿命化を図るため公園施設維持管理計画の策定を進めておりまして、今後とも子育て世代をはじめ幅広い年代の方々に安全で安心して公園を利用いただけるよう、引き続き公園施設の充実に取り組んでまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●1番議員（前田晃良君） 再問します。質問の冒頭でも申し上げましたが、現在、桜つつみ公園では、最も大きな遊具であるローラー滑り台が利用禁止とされています。この遊具については、どのように対応する予定なのか教えていただければと思います。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 前田議員の再問についてお答え申し上げます。他

県ではローラー滑り台により重症を負うなど、想定外の事故が度々起こっております。本町のローラー滑り台につきましては腐食、変形、破損のほかに、ガイドバーには頭部、胴体の危険な挟み込みのおそれがある隙間が認められております。この状況は点検結果においても遊具の安全に関する規準に抵触するものとなっているため、重大な事故につながる可能性もあるとし、利用を禁止いたしているところでございます。これらの修繕や今後の全体的な老朽化に伴う更新を踏まえると費用があまりにも高額となるため、残念ではありますが撤去する方針といたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） わかりました。ローラー滑り台については、たくさんの子供が遊んでいた遊具ですので撤去することは大変残念ではありますが、事故やけがのないことが最も大切であると思います。子供たちが楽しめる新たな遊具を整備していただきますようお願いしておきます。また、公園の魅力を高めるためにも、その他の遊具についても計画的に修繕や更新を進めていただくことを改めて要望しておきます。

次に、町の情報発信についてお伺いいたします。私は、これまでの質問でもお話しさせていただきましたように、町政を進める上で町民の皆さんの理解、協力を得るためには、情報発信は非常に重要であると考えております。こうしたことから、昨年9月議会、今年3月議会において町からの情報発信のあり方について要望を行ってきました。町からはSNSによる情報発信を考えているとのお答えをいただいておりますが、現在はどのような検討状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 前田議員からSNSによる情報発信について御質問をいただきました。これまでも前田議員からは本町の情報発信のあり方について御質問をいただいております。町公式SNSの導入の検討を進めている旨をお答えさせていただいたところでございます。議員の御提案を踏まえ検討を重ねた結果、よりタイムリーに情報発信を行うためラインを導入することとし、今年度中には藍住町公式ラインの運用を開始いたします。また、既存の藍メールにつきましてもより効果

的な情報発信を行うため、ラインと連携可能なメール配信システムにリニューアルすることといたしております。この新たなメール配信システムでは藍メールと同様に利用者が受信する情報のカテゴリーを選択できる機能に加え、PDFファイルや画像ファイルを添付できる新たな機能を登載し、これまで以上に視覚的にもわかりやすい情報を届けることができます。また、ラインにつきましてもメール配信システムと連携させることで受信する情報のカテゴリーの選択が可能となり、より利用者ニーズにあわせた的確な情報発信ができるものと考えております。さらには、メール配信システムにつきましても現在、町内の教育機関と保護者との連絡ツールとして導入を進めている専用アプリとの連携も可能となることから、利用者の幅は一層広がるものと期待しております。

今後は藍住町公式ラインと新たなメール配信システムの運用に向けた調整を進めながら、町民の皆様へ充実した情報発信ができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●1番議員（前田晃良君） 再問します。新たなメールシステムとラインによる情報発信を行うとのことですが、これまで藍メールを利用していた方は改めて登録し直すようになるのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。まず、藍メールにつきましても既存のメール配信システムに登録されているメールアドレスを新たなシステムに移行するため、再登録の手続きは不要となります。なお、こちらからお送りするメールアドレスが変わるため、迷惑メールの受信を防止する設定をされている方は設定の変更が必要になります。

ラインにつきましてもメールとは別のメディアになりますので、既に藍メールを利用している方も、改めてラインに登録、必要があります。既存の藍メールを利用されている方にはメールで登録用WEBサイトのURLをお送りすることで登録の促進を図りたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●1 番議員（前田晃良君） 再問します。今回、ラインでの情報発信を行うとのことでありますが、フェイスブックやエックスなどの他の SNS は、導入は考えていないのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、SNS の中で今回、ラインを導入する理由といたしましては何よりも高い利用率にあります。また、ラインは災害時の通信手段としても有効であるといわれております。以上のことから、現状では町公式として他の SNS の導入は考えておりません。しかしながら、本町の一部の施設等でも他の SNS を利用しておりますので、利用状況や情勢を踏まえ、必要に応じて検討したいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1 番議員（前田晃良君） わかりました。これは前回の質問の際にも申し上げておりましたが、ぜひ、町民の皆さんにわかりやすく町の施策に関してさらに理解が進むよう情報発信をしていただければと思います。

議員就任以来、この4年間、子育て支援や防災対策、新型コロナウイルスへの対応など、さまざまな問題を取り上げ、私なりの視点で質問をしてまいりました。それぞれ着実に事業進捗が図られているものと感じております。高橋町長をはじめ理事者各位には感謝申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 次に、7 番議員、近藤祐司君の一般質問を許可します。

近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7 番議員（近藤祐司君） 議長の許可が下りましたので質問をさせていただきます。町民体育館の維持管理について質問させていただきます。町民体育館が建設され10年の歳月がたちました。今では高齢者の方からお子様まで幅広く利用、使用されています。また、県内外からも転居して来られた方のコミュニティの場所として広く使用されています。町民の皆様にとってもすばらしい施設を提供していただき、大変ありがたいと思っております。

さて、先日、町民体育館に行き、いろいろお話を聞いてまいりました。施設のメンテナンスについてお伺いいたします。まずは空調施設ですが、メーカーにより点検を行ったところ、5年でメンテナンスの必要がありますがその倍の10年使用している。いつ故障してもおかしくないとのこと。また、照明についても水銀灯の交換球は製造中止になり、現在、保管している替え球がなくなればどうしようもないと嘆いていました。早くLED照明にしていきたいとのこと。

最後にアリーナの床面のメンテナンスですが、10年もすると傷みが見えています。この10年間、ワックス等のメンテナンスは行っておりますか。北島町のフラワードームでは定期的にメンテナンスを実施しているようです。せっかくこのようなすばらしい施設があるので、いつまでも美しく長く使用されるように維持し町民の皆様喜んで使用していただきたいと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 近藤議員の御質問の町民体育館の維持管理について答弁させていただきます。議員の質問にもありましたが、町民体育館は平成25年9月1日に開館し、多くの町民の方、また、町外の方に御利用をいただいております。町民体育館は建築後10年を迎えていることもあり、施設のメンテナンスを必要としている施設でもあります。

議員の質問の空調設備、チラーユニットは空調装置の内部に水をはじめとする液体を循環させ、必要な温度への冷温、加温、保温など温度を調節する冷却水循環装置であり、空調設備にとって大変重要な装置であります。また、現在設置しております町民体育館のアリーナの照明の水銀灯につきましても、使用しております電球の製造が終了となっております。現在は指定管理者である特定非営利活動法人あいずみスポーツクラブにおいて交換用の電球を確保していただき、電球が切れた場合に交換の対応をしておりますが、今後、照明のLED化についても検討する必要があると考えております。アリーナの床面も同様にメンテナンスは必要と考えており、順次検討させていただきます。今後も町民体育館の維持管理に必要な対策を行い、利用いただく皆さんに利便性を保ちながら安全に利用いただけるよう適切な維持管理を推進してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

す。

○議長（西川良夫君） 近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 予算の都合もあると思いますが、年次計画等を立て早く実施していただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 次に11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従ってこれから質問をいたします。理事者の皆さんは簡潔で明確な答弁をお願いをしておきます。

1点目であります。地域交通政策について伺います。一つはノリ乗りタクシー券の事業について伺います。導入以降の対象者数と利用者数とこの事業に使った費用額はいくらになりますか。年度別に分けてお答えください。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、ノリ乗りタクシー券事業の実績についてお答えいたします。まず、ノリ乗りタクシー券事業は本町における高齢者への移動支援施策として、令和3年度からタクシー券を活用した事業を実証実験として実施しているところでございます。令和3年度は、おでかけタクシーチケット交付事業として実施いたしました。対象者へ5,000円分のタクシーチケットを直接郵送により交付するもので、対象要件は75歳以上のみの世帯の方で、かつ、要介護認定を受けていない方としておりました。対象者数は1,500人で、そのうち340人の方に御利用いただいております。事業費は、令和4年度事業の準備に係る費用も含めまして171万3,000円でございます。

令和4年度については対象者へのアンケート調査結果や利用者からの御意見などを踏まえ、1冊1万円分のタクシー券を5,000円で販売する方式へと変更し、ノリ乗りタクシー券事業として実施いたしました。対象者の要件は令和3年度の対象要件である75歳以上のみの世帯の方で、かつ、要介護認定を受けていない方に

加え、65歳以上の要介護認定を受けていない運転免許返納者も対象者といたしました。対象者数は1,598人で、そのうち164人の方が369冊を購入されております。事業費につきましては、令和5年度事業の準備に係る費用も含めまして441万2,000円でございます。また、タクシー券販売料として184万5,000円の収入があったことから、差引き256万7,000円を町の一般財源で負担しております。

今年度につきましては利用状況や御意見、アンケート調査結果を踏まえ、さらに対象者の要件を緩和し、75歳以上の方でかつ要介護認定を受けていない方及び65歳以上の要介護認定を受けていない運転免許返納または失効した方としております。本年12月7日現在において対象者数は約3,160人であり、そのうち253人の方が556冊を購入されています。現時点における予算の執行状況につきましては、417万8,000円を支出しております。一方、タクシー券販売料等で293万円の収入があることから、差引き124万8,000円を町が負担している状況でございます。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございます。それでは、コミュニティバスの問題について質問をいたします。自治体でコミバスの導入の理由は買い物難民、バス路線の廃止、縮小、高齢者の増加、高齢者が外出をしない、引きこもりなど健康不安が起きています。このような理由からコミバスを導入する動きが全国各地で広がっています。県内を見ても24市町村でコミバスを導入していないのは藍住町、板野町、上板町、牟岐町、佐那河内村、石井町を含めて6町になりました。町議会では小川議員や私、その他の議員もこのコミバス導入を求めて一般質問を行ってきました。そこで、具体的に少し質問をさせていただきます。

コミバスを求める会が11月の14日、高橋町長に町がコミバスを走らせてくださいと賛同署名2,644人、提出をされましたが、要請署名に込められた思いに町長はどのような考えを持っていますか、伺います。署名の提出後、10人の方が署名運動に取り組んだ思い、署名集めの中で住民からコミバスを導入してほしいという話がされました。この中身については町長以外、あまり知られていないので、改めてその発言を紹介させていただきます。矢上の方が安心して暮らせるようにと

の思いで署名運動に取り組んだ発言を紹介をします。これから先、車に乗れなくなってコミバスが走っていると安心して暮らせるようにと思いで署名運動に参加しています。御近所や知り合い、また、初めて会った方とか署名をお願いしたら皆さん歓迎してくれました。皆さんの声を紹介させていただきます。これは良い取組やなど言ってくれたり、コミバスは年取ったら絶対にいるわと多くの方が言っていました。免許証を返したら困るな、買い物にも行けんようになると言っています。ある方はお父さんと車がなかったら買い物にも行けんしどないするんと言ったんよ。テレビで宣伝しよるワタミの宅配弁当をとらないかんようになるんかいな。土日は配達せんしな。スーパーは歩いて行くには近いようで遠い。また、気の早い方があって、署名をお願いしたらバスはどこ走るんで、どこから乗れるんかいなと言われました。いえいえ、これから町長さんに署名を持って行ってお願いに行くんですよと言いますと、頑張ってよ、バスがあつたらゆめにも行けるしなと言っていました。まだまだコミバスに期待するたくさんの方が寄せられています。コミバスが町内を走るようになれば、安心して免許返納ができます。今、言った町民の声を聞きいれてもらって、ぜひコミュニティバスを藍住町内の隅々まで走らせてください。このように発言をされました。それから、このような発言もありました。藍住町では、大麻の密売グループへの捜査情報の漏えい、学校給食の食肉調達をめぐる官製談合で副議長に続き副町長も逮捕された不祥事が全国に発信され、町民は町の信用はなくなったといえます。このような中で署名運動も取り組まれたわけです。矢上の方の発言です。町民の家を一軒一軒、訪ねがらコミバスについて意見を聞いて回りましたが、コミバスに反対する人はほとんどいませんでした。これが町民の民意ではないでしょうか。お金がないというが、不祥事の続く町政の信頼回復のためには民意を少しずつでも前進させることが必要ではないでしょうか。このように高橋町長に当日問いかけをいたしました。この声を高橋町長はどのように受け止めておられますか。答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、コミュニティバス導入に関する署名についてお答えをいたします。住み慣れた藍住町で暮らしやすい日々を送っていただくことができるよう、高齢者や運転免許証をお持ちでない方、自家用車をお持ちでない方な

ど日常の移動に御不便な思いをされている方への支援については、町としても取り組まなければならない重要な課題であると考えております。御署名いただいた方々の要請書の内容にありました、誰もが住み慣れた地域で健康に安心してともに暮らせる環境づくり、いつまでも安心して暮らせる藍住町のためにとされる思いは、それは私も同じであります。これまで高齢者等への移動支援施策のあり方につきましては、令和元年7月に議員の皆さんと実施しました北海道音更町のコミュニティバスの視察を踏まえて、その導入に向けて検討を進めてきたところでございます。しかしながら、その導入の是非につきましては、これまでの町議会において御答弁しているところであり、改めて藍住町の現状を踏まえた移動支援施策に対する町の考えを御説明いたします。

まず、藍住町の現状、地理的特性として町内が都市計画区域内の非線引区域であるため、町全域にわたって宅地開発がされ狭い道路の沿線上に住宅が分散している状況となっております。そのため、決まった時間、決まった道で運行するコミュニティバスでは全ての住宅や目的地を網羅するようなルート設定をすると運行距離や運行時間が長くなり、御利用しづらくなります。仮に地区ごとに区分けし複数路線を運行したとしても、主な目的地となるスーパーや医療機関が広く分散する藍住町にとっては必ずしもそれぞれが希望する方向へ向かう順路が設定できるとは限りません。また、実際に利用者がどれくらい見込めるかなど不確定な要素も多く、乗客がいなくても時間どおりに運行しなければならないため、効率的ではありません。利用者の面からみても、利用者は時間どおりにバス停まで歩いて行きバスを降りた後も目的地まで歩いて行かなければなりませんし、その帰りというのも同様であります。利用者、運営者の立場にとってさまざまな懸念事項が挙げられることから、導入には慎重な検討が必要となります。

現に、県内の他の自治体ではコミュニティバスを廃止してタクシー料金助成や乗合タクシーに切り替えたりするところも出てきております。乗合タクシーは予約に応じて利用希望者の自宅を回りそれぞれの目的地まで送迎する交通手段であり、みんなで乗り合うことを前提として低廉な運賃で移動することができるものであります。藍住町の地域特性からするとこの乗合タクシーが導入できないかと検討していましたが、こちらも自家用車への依存が高い車社会の中で乗り合わせるほどの需要があるのか不明瞭であるため、タクシー券事業を実証実験として実施することに

より利用状況の把握を行っているところであります。今後、タクシー券利用が増えてきた際にはその需要や乗合タクシーのメリット、デメリットを踏まえた上で切替えを検討していくこととしております。

昨年度のタクシー券事業の活用状況をみてみますと、タクシー券事業によって町外へ行かれる方または町外から帰ってこられる方、つまり、町外へ行き来される方が4割程度いらっしゃる事が分かっております。一方で、コミュニティバスや乗合タクシーは原則、町内のみでの運行となります。そのため、タクシー券事業をコミュニティバスや乗合タクシーへ切り替えることによって、この4割の方はタクシー料金を全額自己負担によって町外へ行っていただくか、ドアトゥドアではない路線バスや鉄道を利用していただかなければならないという、そういったデメリットが生じます。このように移動支援策についてはコミュニティバスに限らず、さまざまな方面から検討を進めているところであり、その結果、現時点においては、藍住町にとって最も適した移動支援策はタクシーの利用助成であるという結論に至っております。一方で、国や全国の自治体においても高齢者の移動支援については、さまざまな検討等がなされているところであり、国の動向や他の自治体の先進事例を引き続き注視していきたいと考えております。また、高齢者の移動手段というのは非常に重要な問題でありますので、議会でも十分に議論いただきますことをお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 町長から今、答弁をいただきました。これがどうのこうのということはいいません。これから少し全国各地です、先進的に取り組まれた武蔵野市のムーバスを紹介させていただきます。それというのは、なぜかといいますと一般質問の通告書にも記載をいたしました。コミバスの導入は高齢者など弱者を思いやる町政の大切な役割があると、このように私は考えているわけです。それで、理事者の方、議員の皆さんには私が提出をしています資料をですね、タブレットで見ていただけたらと思います。それでは少しムーバスの紹介をさせていただきます。1通の手紙から始まった。市は高齢者が気軽に外出できるようなバスができないかと。コミュニティバスが日本で広まるきっかけになったのは、東京、武蔵野市で1995年に運行開始をしたムーバスです。武蔵野のムを使っているんです。

武蔵野市には民間バス路線が多数存在しているため、移動に困っている人はいないように思えました。しかし、駅からさほど離れておらず、路線バスも走っている地区の高齢者から当時の市長に、買い物に出かけられず困っているという手紙が寄せられました。高齢者が外出しにくい状態が続くと体が弱り、やがて介護が必要になります。こうなると高齢者本人にとって不幸であるばかりか、公的な財政負担も莫大なものとなります。市は高齢者が気軽に外出できるようなバスができないかと考え、ムーバスの計画がスタートしました。高齢者の行動を調査した結果、歩行能力が低下した高齢者は幹線道路にあるバス停まで歩くことが困難であることが分かりました。高齢者が利用しやすいバスとするために一つは小型バスを用いて住宅街の中に入り込むこと。2点目は、バス停は歩行距離が短くなるように200メートル間隔で設置をすること。3点目、毎時決まった時間にバスが来るパターンダイヤとすること。4点目、バス停に番号を振って分かりやすくすること。5点目は駅を起終点とした分かりやすい循環路線とすること。6、気軽に利用できるようワンコイン100円硬貨とすることを決めて運行しています。少しムーバスの概要について紹介をします。武蔵野市が民間バス事業者に運行依頼をして走らせている一般乗合の小型バスです。1995年の11月、廃止代替バスや福祉バスではない行政主導の一般乗り合いのコミュニティバスとして全国で初めて運行開始をしました。そして、ムーバスの概況について利用状況を紹介をいたします。7路線9ルートで総便数1日当たり397から401便運行しています。乗客は1日7,600人、年間270万人を超えています。年間270万人は武蔵野市民全員が1年間に約18回乗車している計算になるわけです。そこで、武蔵野はどのような取組をしたかを少し言います。武蔵野市では住民へのインタビューやアンケートなどを丁寧に行い、試運転でも実施。正式に運行が始まったムーバス事業は初年度から黒字でした。以降に赤字になる年でも大きな損失にならない優良事例として脚光を浴びました。コミバスの成否は運賃による採算、収支率ではありません。運行の目的が達成されているかどうかで評価をする。ここが非常に大切でないかと思えます。で、住吉の方は当日、町長にこのように呼びかけました。2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり後期高齢者は増え続けます。出かける足がなくなると引きこもり状態になる人が増加し、その結果として対話、運動不足により認知機能の低下、成人病のリスクが高まるため、医療費、介護料が増加します。コミバスが果たす役割は多

大なものと、このようにコミバス導入の必要性を高橋町長へ訴えました。富吉の方はこのように訴えました。藍住町は県で3番目に小さい町、コミバスを走らせるのに小回りがきく良い町です。お出かけの機会が減ることで病気や施設入所になる高齢者が増えるより、コミバスがあることで元気に暮らしていくほうが費用対効果が上がると思います。高齢者の比率はさらにアップしていくのでコミバスの必要性、需要は高まりますので、早急に取組の検討をしてください。高齢者の外出支援で引きこもりはなくなり、元気で社会活動に参加し暮らせることが必要だと思います。このように高橋町長に訴えをしました。そして、私は町議会で高齢者の移動手段として高齢者の足を支えるコミバスを求めたところ、町の答弁、このような答弁でした。コミュニティバスを導入するに当たっては、どのルートを決めどの程度の利用が見込めるのか、車両や運転手の確保、料金徴収の有無や財政面の課題、費用対効果などを考えると現時点では困難であると、このように結論に達したという答弁でありました。そして、町は、ノリ乗りタクシー券は利用に応じて費用が発生するのであり乗客がいなくても費用が発生してしまうコミュニティバスよりも経済的である。このように考えると答弁がされました。今、武蔵野のムーバスを紹介しました。この観点からもう少し考えていただきたいと思います。武蔵野市のムーバスを導入した経緯からみても明らかです。福祉政策というのは費用対効果で決めるものではありません。誰でもいつかは年をとります。町民の皆さんは福祉に優しい藍住町になってほしいと願っています。そこで、費用対効果であえていうならば公共下水道が大きな問題です。収支の採算がとれず赤字です。毎年2億3,000万円の一般会計から繰入れをしています。一般会計から繰入れしなければ、現在下水道を利用している世帯に対して4倍もの値上げをしなければなりません。コミバスは下水道と違い莫大な事業費は必要なく、命と健康、暮らしを守る大きな役割があります。その役割を果たしていただきたいのが行政の仕事、行政の任務だというふうに私は考えています。そして、先ほど町長も言われました。住み慣れた地域で健康に安心して暮らしたいのはみんなの願いです。同じです。藍住町の基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で健康に安心してともに暮らせる環境づくり～いつまでもいきいきと暮らせる藍住町をめざして～」。このようなスローガンが掲げられています。コミバスを求める会から提出された2,644人の請願署名は同じような思いを持っています。町民の願いや思いをしっかり受け止めた町政を強く望み

ます。改めてムーバスのそのような取組、いかにお年寄りを大切にする政治が必要なかについても問うていますので、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 林議員の御質問にお答えをさせていただきます。町長からも御説明、答弁させていただきましたように、高齢者の移動支援につきましては重要なものであるという認識のもと、町でもその施策を推進しているところでございます。先ほど林議員からもございましたように、高齢者の方がですね、住み慣れた地域で暮らしやすい日々を送っていただけるよう取り組むということは町の重要な施策の一つであると考えております。今ですね、議員のほうから武蔵野市のコミュニティバスのムーバスの事例が御紹介されたところでございますが、議員が例示されているこの武蔵野市のコミュニティバスにつきましては、コミュニティバスの元祖としても町としても認識をしております。武蔵野市につきましては、ただ面積がですね、11平方キロメートルと藍住町の3分の2の広さでありながら、人口は藍住町の約4.2倍の約14万8,000人であります。人口密度でいいますと藍住町の6倍となっております。また、武蔵野市内にはですね、先ほども御紹介がありましたけど、JR中央線の駅が3駅あって、私鉄も通っております。東京都心までは電車で15分と高齢者に限らず働き手の方にとっても自家用車がなくても生活に困らないまちであります。そのため、高齢者の声から始まったコミュニティバスでありながらも、藍住町では利用想定しづらい通勤利用も多く見込まれるような状況となっております。さらには、藍住町の3分の2ほどの面積でありながら、市内を民間路線バス4社が運航しており、その路線バスが運行していない、いわゆる交通空白地域や交通不便地域をムーバスが7路線9ルートによりカバーするように運行ルートを設定しております。町内を民間路線バス1社が主要道路のみしか運航していない本町においては、武蔵野市と同様に交通空白地域や交通不便地域を全てカバーするような運行ルートを確保しようとする何十台も運行させなければならないことが推測されます。先進的な事例を参考にすることは非常に有用であるというふうに認識しておりますが、地理的要因、また、人的要因等の状況が大きく異なる地域の事例をそのまま藍住町に適用させることは困難でありまして、藍住町の特性や課題を踏まえた町に適した施策を検討することが重要であると考えております。

そのため、現在、先ほども申し上げましたとおり、町といたしましては、現時点においては町にとって最も適した移動支援策はタクシーの利用助成であるというふうな結論に至っているところでございます。ただ、町長からもお話がありましたように、議会でもですね、こうした重要な問題でもございますので、議論していただければというふうに考えておりますので、以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、答弁いただきました。地理的な問題とか、それから人口の問題とか、それから現在の交通網の問題とかいろんな課題があるんですが、それでは何が問題かといいますと、お年寄りとか弱者をどのようにして元気でこの藍住町で暮らしてもらうか。ここが一番大事な視点であり、観点でないかと思えます。ですから、どこの自治体でもやはりそれぞれの町民の皆さんから出された要望は真摯に受け止めて、やはり行政として責任を持って検討していくのも一つ必要でないかと。先ほども言われました、議会で議論をしてほしいと。それも必要だとは思いますが、本来なら議会がやる仕事でなくって、行政がこのような方向で検討したいとかそういうような考えを示していくというのが行政の役割でなかろうかと思えます。そして、最後になりますが、ぜひ、2,644人っていう人たちが署名、しかも、真夏の暑いとき、1軒1軒ピンポン鳴らしながらこうこうでコミバスを町に走らせてほしいと、こういう思いで署名に回りましたと。これ本当に勇気いりますよ。1軒1軒ピンポン鳴らしたりね。そして、多くの方は署名に取り組んどったら私もこの署名必要なけん取り組むとかね、それから、署名用紙コピーさせてとか、そういう広がりがあったんです。ですから、その人たちにもきちっとやはり、こう納得できる、こういうふうな方向だということを改めて少し検討してほしいと。これは続けての要望であります。それでは、時間もないので続けてやります。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、続けて質問をさせていただきます。次は東部地区の防災の拠点の問題について質問をさせていただきます。

すみません、ちょっと。

〔林茂君、資料を確認〕

● 1 1 番議員（林茂君） はい、すみません。それでは、東部地区の防災拠点について質問いたします。勝瑞の発掘調査では10万点以上にのぼる遺物が出土し保存をされていますが、この調査開始から工事費用が一体いくらぐらいかかったのか。この点、一つ伺います。

○議長（西川良夫君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 林議員の御質問の勝瑞の発掘調査における発掘調査開始からの工事費用総額について答弁させていただきます。発掘調査は平成6年度から平成29年度まで22次にわたり実施してきました。発掘調査では、戦国時代の阿波の中心地にふさわしい大規模な濠に囲まれた屋敷跡や枯山水庭園や池泉庭園、それに伴う礎石建物がみつかり、当地の中世阿波の政治、経済、文化の中心地であったことや勝瑞城館の様相は都を想定しうるローカルモデルとして位置付けがなされることが分かる遺構や遺物が発見されております。その成果を活用し、整備工事を平成19年度から進めています。整備に当たっては史跡の保護、保存、そして本質的価値の顕在化を大前提として、大きく2つの柱を基本に整備を計画しております。一つは史跡の特徴的な遺構を整備すること、もう一つは開発が進みつつある藍住町内において貴重なオープンスペースを活用することです。

こうした基本計画のもと、国史跡に指定されている5万8,799.4平方メートルのうち、公有地である4万9,862.41平方メートルを対象として整備工事を進めています。令和4年度までに整備が完了しているのは約2万7,000平方メートルで、特徴的な遺構整備としては枯山水庭園の復元整備を行い、この庭園に付随する礎石建物について立体表示施設として整備し、東屋として利用しております。また、濠については立体的な整備や半立体的な整備、平面的な整備とさまざまな手法での表示を行っております。広大なオープンスペースの活用のためには、1万2,000平方メートル余りの芝生広場などを整備しております。その工事費用、史跡整備費としまして、町単独事業分を含む事業費は2億7,364万円となっております。そのうち、国、県の費用が1億9,117万6,000円で、町の費用は8,246万4,000円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。それでは2点目です。9月の定例会の質問で鳥海議員と小川議員との共同提案で東部の防災拠点として勝瑞城館跡を活用することを提案をしました。答弁につきましては、史跡活用のための国庫補助金を活用して用地を取得しているため建物などの設置ができない。このような答弁でありました。しかし、防災拠点として建物の設置を合法的に検討とか研究をできないのか、これが1点です。それから、勝瑞城館跡の活用計画。これはもう簡単にひとつしてください。

○議長（西川良夫君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 林議員の御質問の勝瑞城館跡の活用計画について答弁させていただきます。勝瑞城館跡の活用計画につきましては史跡勝瑞城館跡保存活用計画検討専門委員会を組織し、平成30年度から令和元年度に検討を行い、史跡勝瑞城館跡保存活用計画を作成しております。計画において整備、活用のビジョンとして調査を計画的、継続的に実施し、歴史的、学術的なさらなる価値を明らかにし、史跡の歴史的、学術的な価値を損なうことなく勝瑞城館跡のもつ本質的な価値を最大限にいかした整備、活用を進め、地域住民の憩いの場や国内外の観光客が訪れる場とすることを掲げております。勝瑞城館跡の本質的価値として、中世阿波の政治、経済、文化の中心地であったことや勝瑞城館跡の様相が都を想定しうるローカルモデルとして位置付けされていることが分かる遺構や遺物が発見されていること。守護細川氏の治世や三好氏の治世へ、さらに比較的平和であったと考えられる室町時代から戦乱に巻き込まれる天正期までの阿波の情勢が読み取れる遺跡であること。徳島県内において発掘調査が実施され数少ない中世城館跡であり、徳島の中世城館の特徴を具体的に検証し本質を知ることができる稀少な例であること。正貴寺跡などの寺院跡も見つかっており、今後の発掘調査によって中世の勝瑞城下における寺院の立地や役割を知る上で重要であることなどが挙げられております。

史跡の活用に当たって重要なことは史跡の本質的価値をいかすこと、そして、史跡の価値を決して損なわないことです。そのため、活用に当たっては史跡のもつ本質的価値や歴史の理解促進と文化財保護の意識が向上する情報発信や学習支援を継続する必要があります。そして、その上で計画においては特色ある地域づくりやま

ちづくりにつながる活用を推進することとしています。その方法としまして、史跡の価値や魅力の理解を進めるため、案内、解説機能の構築、拡充、観光振興やまちづくりとの相乗効果を図ること。また、ホームページや講演会などでの情報発信や住民参加による活用。さらに学校教育、社会教育での活用、オープンスペースとしての活用、利用などを行うことを計画しております。なお、勝瑞城館跡公園は現在、藍住町地域防災計画において地震や津波、大規模な火事の際の一時的な指定緊急避難場所となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 勝瑞城館跡は一時的な避難場所と、こういう答弁でした。そこで、その次に入ります。東部地域の避難場所の設置について検討するとの答弁でありました。具体的な構想を聞かせていただきたい。西部地区の避難場所は桜づつみ公園のバーベキュー施設整備計画にあわせて設置をするわけです。東部地区の方にも早く構想を示していただき、安心をさせてください。答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、東部地域の避難場所設置についての御質問にお答えいたします。先の9月議会において、「勝瑞地区を含む東部地域に避難場所等の防災関連施設が少ない状況は認識しており、検討していかなければならない課題として、今後、避難場所等の防災関連施設の設置について検討してまいりたいと考えております。」と答弁いたしました。現在もその考え、また状況に変わりはなく、引き続き災害対応力を高めるため、防災備蓄倉庫や避難場所などの防災関連施設の設置について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 検討していくという答弁でありましたので、できるだけ早く方向性を明確にさせていただきたいと思えます。

それでは、その次の千間堀の排水対策です。この排水の問題、改修の問題についてみましても鳥海議員も小川議員も一般質問で取り上げて計画も具体化されて、そ

の計画が残念ながら実行不可能だと、こういうような答弁でありました。ですがですね、この問題では莫大な財政支出が必要だからと、このような答弁でありました。ですが、地域の住民の皆さんにとってはいつも大雨、台風で地域の方の交通や暮らしが脅かされているわけです。ですから、改めてそのまま放置するわけにはいきません。雨水の千間堀への流入を分散する方法も検討すべきでないかと、このように思います。町として改修工事の計画、このような計画だったとかそういうことを町民の地域の皆さんにも知らせる必要があるんでないかと。私は議会でそういう答弁は全て地域の皆さんに報告をしまいいりました。それから、もう一つは、せめて、しゅんせつ工事をこの機会にしたらどうかということです。このことについて答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、林議員からの一般質問のうち、千間堀の排水対策のその後の進捗状況について御答弁させていただきます。令和5年第2回定例会において、林議員より同様の一般質問がございました。この定例会の際にお答えさせていただきましたとおり、これまでさまざまな対策を検討してまいりましたが、効果的な対策が見いだせない状況にございます。しかしながら、道路の冠水などで住民生活に影響を与えていることも事実であり、さらなる検討が必要であると考えており、第2回定例会以降も効果的な方法を考察中でございます。

なお、千間堀を含め、藍住町全体の排水対策についても引き続き効果的な方法を検討してまいりたいと思っております。

議員から御提案いただきました千間堀のしゅんせつにつきましては、一部区間ではございますが、船戸橋、藍住東幼稚園の駐車場から東へあみだ橋の間、渇水期に藍住町建設協同組合が人力にて、できうる範囲のしゅんせつを行うこととしております。しゅんせつ時期につきましては、来年2月頃、実施したいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただきました。しゅんせつについても2月頃、行うと。ですから、住民の皆さんに藍住町がこのような排水対策を計画してここまで

できているんだと。地域住民の皆さんに見えるような形で、ぜひ、示していただきたいと。それから、進行状況は議会へ提案をするとか、そういうこともあわせてやっていただきたいと、このように思います。

それでは、最後の質問になります。地球温暖化の防止対策についてであります。CO₂、二酸化炭素の排出削減に向けた世界各国の取組が進んでいますが、世界の環境団体でつくる気候行動ネットワーク、ここが12月5日、対策に後ろ向きな国に贈る化石賞。これは日本が選ばれたわけです。このことを明らかにしました。理由はどういうことかといいますと、脱炭素に逆行するとして批判が強い石炭火力発電を温存する姿勢を理由に挙げました。恥ずかしながら日本は2回目の化石賞を受賞したわけです。私は議会の中でも再三、提案してまいりました。太陽光発電の導入など再生可能なエネルギーへの転換がどうしても必要だということでもいくつか質問に挙げています。町は、施設管理に伴う取組の推進で電気自動車をはじめとするエコカーの積極的な導入を努めると、この具体的な計画。それから、国の方針は災害時の拠点となる公共施設への再生可能なエネルギー設備の導入を求めているわけですが、藍住町の今後の計画、これとひとつ、あわせてこの点、答弁をお願いをします。

○議長（西川良夫君） 一問一答ですが。林さん。

〔林議員、「はい。ほな、前段のほう。」との声あり〕

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、電気自動車などの導入計画についてお答えいたします。まず、我が国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする取組、いわゆる2050年カーボンニュートラルの取組が進められ、それに呼応するように全国の地方自治体では地域脱炭素化ロードマップに基づきそれぞれ事業を実施しています。本町におきましても藍住町第3次地球温暖化対策実行計画を策定し、具体的な目標を掲げ取組を行っているところです。その中で、公用車については議員御指摘のとおり電気自動車をはじめとするエコカーの積極的な導入に努めるとしており、これまでハイブリッド車6台を導入し運用しております。今後、さらには公用車の買換えにあわせて電気自動車の導入についても検討をいたします。充電設備などの設置場所も考慮した上で電気自動車を導入した

いと考えております。エコカーについては脱炭素化社会実現に寄与するだけでなく、災害時に停電した場合、避難所などに給電ができる移動式電源として活用することができ、災害対策車両としての役割も期待ができます。今後も脱炭素化社会と防災力向上を同時実現できるエコカーの積極的な導入に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 先ほど続けて国の方針のところ提案したんですが、災害時の拠点となる公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を求めています。藍住町の今後の計画についてお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 林議員から公共施設への再生可能エネルギー設備の導入計画について御質問いただきました。本町におきましても、先ほど課長から申し上げましたとおり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組を進めているところでございます。公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入につきましては、平時の脱炭素化と災害時の機能強化を実現するということから、林議員の御質問の観点と同様に、まずは町としても災害時に活動拠点となる町有施設への導入を目指し、検討を行っているところでございます。また、設備導入に当たりましては、事業の実現性でありましたり効果の観点から施設の耐久性や経過年数、必要経費や発電効率、効果などを踏まえ、設置箇所を選定しているところでございます。御承知のとおり、一昨年度には災害対策本部を設置する合同庁舎への太陽光発電設備の導入を決定し、昨年度に庁舎設計を行い、今年10月に工事着手、来年1月末には設備の設置を完了する予定としております。さらには、災害時には廃棄物処理の拠点となる西クリーンステーションについて、設備導入に向けた調査、設計を今年度、実施しているところであります。しかしながら、太陽光発電設備の導入には多額の予算が伴うことから、町の財政運営に極力負担とならないように配慮し、適正な事業実施に努めていく必要があります。このため、その他の町有施設への設備導入につきましては、引き続き、国からの有利な財政措置を研究しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。質問の時間が残りわずかなので。町はですね、いろいろなそういう自然再生可能なエネルギーへの導入計画に前向きに取り組んできているわけですが、一つはですね、住宅用の太陽光発電システム。これについての補助金。この制度があるんです。これはもう御存じだと思います。板野郡内では松茂町と北島町が導入をしています。北島町では住宅用の太陽光発電システムがですね導入した場合。それからね、電気自動車の購入。これ1台30万円出すんです。それから、燃料の、電池の自動車、燃料電池の自動車50万円。こういう形で町民の皆さんの経済的な負担を軽くしながら、町民のそういう自然再生可能なエネルギーの方向へ応援しているんです。これは、ぜひ、ひとつやっていただきたいと。そういうことが、やはり町も行い、そして町民にも支援をしていくと。こういうことをぜひ、していただきたいと。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員御質問の住宅用の太陽光発電システムなどの導入の補助制度について御答弁させていただきます。太陽光発電設備や自然エネルギーに関しては、過去、御質問が幾度とあり、昨年度も答弁をさせていただいております。太陽光発電設備は、屋根や空き地などに比較的設置しやすく、災害時にも停電となった場合、非常用電源として備え利用できるものもあると認識いたしておりますが、一方では、さまざまな課題がございます。例えば、景観を損ねること、住宅密集地においては近隣に対する反射光、反射熱の影響があること、設置費用や維持費に一定の経費が必要であることなどが懸念されております。太陽光発電設備の設置につきましては、個人や企業がこういったメリット、デメリットを踏まえた上で導入を判断されるものと考えており、町が設置をするための助成については現在のところは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、一般質問、これで終わります。

○議長（西川良夫君） 林議員。林議員。

● 11番議員（林茂君） はい。

○議長（西川良夫君） 再々指摘してはいますが、時間内に終わるように。

● 11番議員（林茂君） はい。

○議長（西川良夫君） これからそういうことのないように気を付けてください。

● 11番議員（林茂君） あの、分かります。答弁もですね、もう少し簡潔にやってほしい。このことを申し添えておきます。

○議長（西川良夫君） 次に10番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問をいたします。理事者は明確な答弁をお願いいたします。

最初に高齢者、障害者、生活保護家庭について伺います。障害者に対して国や県から補助が出ていると思うが、どのような補助が出ているか。また、どのように使っているか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問のありました障害者への補助としまして、地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国や県から用途を定めて交付される国庫支出金や県支出金について御説明をいたします。

国や県から支出される交付金には、法令に基づく義務として国から支出される国庫負担金、地方公共団体への交付が必要であると認められ財政援助的に交付される国庫補助金、国から委託された事業に要する費用の全額を交付される国庫委託金などがあり、これら国庫支出金を経費の全部または一部として支出される県負担金や県補助金、県委託金、さらに県が自らの施策として単独で支出するものなどがあります。障害者への交付金制度としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、厚生労働省所管補助金等交付規則の規定によるもののほか、これら交付要綱の定めるところにより実施をしております。

本町が行っております事業について、令和4年度の実績状況から主なものを御説

明させていただきます。障害者自立支援給付費としまして、事業費が6億5,667万8,096円、国庫負担金が3億2,833万9,047円、県負担金は1億6,416万9,522円、町負担は1億6,416万9,527円となっております。これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法の規定等に基づき、町が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の負担及び法の円滑な施行に資する事業に要する費用の一部等を補助することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害のある方が法の規定する障害福祉サービスを利用した場合に要する費用を本人に代わり負担する給付となります。

交付の対象となるサービス内容について補足をさせていただきますと、障害者自らが行う家事や買い物、入浴、日常動作等を支援する居宅介護、社会参加を促すための行動援護や同行援護、入浴、排せつ、食事など常に介護を要する方に日中活動の機会を提供する生活介護、介護者の休息を目的とする短期入所など、何らかの支援を受けることで在宅生活が可能となるサービスや自立した生活を営むため就労支援や生産活動の場の提供を行い、生活能力や知識向上のための訓練を受けるサービス、医療と常時介護を要する方への機能訓練と療養管理を行う療養介護、在宅での生活が困難な方への生活の場を提供する施設入所があります。また、さまざまな相談支援や計画書作成支援、失われた身体機能を補完または代替する用具によって日常生活の効率向上を図ることを目的に支給する補装具の費用、一定以上の利用料を支払った場合に支給される高額福祉サービス費、やむを得ない事情により町が行う行政措置などがあります。

次に、障害児入所給付費及び障害児入所医療費等としまして、事業費が3億8,215万134円、国庫負担金が1億9,107万5,067円、県負担金が9,553万7,533円、町負担9,553万7,534円となります。これは、市町村が障害児の福祉向上のために行う事業に要する経費のうち、障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱に定めるものについて、本人や保護者に代わり費用を負担するものです。本町においての交付の対象となる事業は、未就学児の障害児に対して日常生活における基本的な動作訓練や適応訓練を行う児童発達支援、就学児童が授業終了後に生活能力向上のために必要な訓練を受ける放課後等デイサービス、障害児が通う教育機関を訪問して専門支援を行う保

育所等訪問支援といわれる障害児通所支援サービスとなります。また、さまざまな相談支援や計画書作成支援、一定以上の利用料を支払った場合に支給される高額障害児通所給付費、やむを得ない事情により町が行う行政措置による支援なども実施しております。

自立支援医療費としましては、更生医療、育成医療、療養介護医療として、事業費が2,949万818円、国庫負担金が1,474万5,409円、県負担金は737万2,704円、町負担金は737万2,705円となっています。事業の内容としましては、身体障害者がその障害を除去、軽減するために行う手術等の治療によって確実に効果が期待できる治療に対して提供される更生のために必要な医療費の支給を行うものや、18歳未満の児童で放置をすると将来的に身体障害者福祉法第4条の規定による障害を有すると認められる疾病への手術や治療に必要な医療費、常に介護や医療的ケアが必要な障害者の医療機関での入院生活を支えるため、療養管理や看護、医療管理等費用の一部を本人に代わり負担するものとなります。

また、障害者、児が日常生活や社会生活を営む上で地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする地域生活支援事業としましては、事業費が1,729万8,157円、国庫補助金が616万7,000円、県補助金が270万6,000円、町負担が842万5,157円となっています。

本町において、補助の対象となる事業は、障害者の権利擁護を図ることを目的とした成年後見制度法人後見支援事業、障害や難病のため意思疎通を図ることに支障のある障害者等との意思疎通の円滑化を図ることを目的とした意思疎通支援事業、障害者等に対し自立生活支援用具等を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする日常生活用具給付等事業、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障のある障害者等の自立した日常生活や社会生活の支援を行う手話奉仕員の養成研修事業、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う移動支援事業、創作的活動または生産活動の機会の場の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能強化事業、そのほかにも、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業として、福祉ホーム事業や日中一時支援事業、訪問入浴事業、技術習得のための生活訓練なども実施しております。

す。

障害のある方への支援や補助について主なものを説明してまいりましたが、これらは一部でございます。障害福祉の扶助費は全てに国や県から何らかの補助が出ており、最初に申し上げましたとおり、その使途は法令により定められております。障害の程度や年齢、生活環境において必要なサービスや利用できるサービスもさまざまですが、今後も障害者支援につきましても、制度に基づいた適正な事業を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 国や県から補助、各方面にわたってあるのはこさい、説明していただきました。私の持ち時間があまりありませんので、これからの答弁は簡素にお願いいたします。

町内の寝たきりの方は何人いるか。また、町としてどのような対応をしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 小川議員質問の町内の寝たきりの人数は何人か、どのようにしているかについてお答えをいたします。

御質問いただきました町内の寝たきりの方の人数は何人かにつきましては、介護保険事業において把握している情報を基に申し上げます。まず、本年11月末時点における第2号被保険者を含む要支援、要介護認定者数は1,593人となっております。次に、介護保険制度における寝たきりの基準についてであります。認定調査において、厚生労働省が定めた指標の一つに障害高齢者の日常生活自立度を判定する項目がございます。当該項目は自立からC2までの9段階で評価するものであり、このうち厚生労働省の基準では、ランクB1、B2、C1、C2の4区分が寝たきりに分類されております。各区分の基準の目安といたしましては、ランクBは、いわゆるチェアバウンド、意味としましては車いすに頼っている、歩けないというものに相当するものであり、日常生活活動のうち、食事、排せつ、着替えのいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、1日の大半をベッドなどの上で過ごす場合を指します。B1とB2は座位を保つことを自力で行うか介助を必

要とするかで区分され、B 1 は介助なしに車椅子に移乗し、食事も排せつもベッドなどから離れて行う場合が該当し、B 2 は介助のもと車椅子に移乗し、食事または排泄に関しても介護者の援助を必要とする場合が該当いたします。次に、ランク C は、ランク B と同様、寝たきりに分類されますが、ランク B より障害の程度が重い方のグループであり、いわゆるベッドバウンド、寝たきりという意味になります。この区分に相当いたします。日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1 日中ベッドなどの上で過ごす場合を指します。C 1 はベッドなどの上で常時臥床、横になっているが自力で寝返りをうち、体位を変える場合が該当し、C 2 は自力で寝返りをうつこともなく、ベッドなどの上で常時横になっている場合が該当いたします。

この基準に照らし、本年 1 1 月末日現在の要支援、要介護認定者の状況を整理いたしますと、ランク B 1 と B 2 の合計で 4 3 0 人、ランク C 1 と C 2 の合計で 1 1 0 人、B と C の合計で 5 4 0 人となっております。これは、先に申し上げました要支援、要介護認定者の約 3 3. 9 パーセントを占めております。また、御質問の後段にあります、寝たきりの方がどのようにしているのかにつきましては、御家族、御友人等からの支援をはじめ、介護保険制度における要介護認定を受けられた方につきましては、通所介護や訪問介護などの居宅サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービス、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービスなどの介護保険におけるサービス、また、施設入所支援や療養介護事業などの障害福祉サービス、療養を要する方につきましては訪問看護や医療機関による医療、また、高齢者向け宅配弁当や食材配達などの民間サービス等を利用されるなど、御本人の状態や事情に応じた支援やサービスを受けながら日常生活を送られているものと思料しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10 番議員（小川幸英君） 次に、避難行動要支援者名簿の現状と個別支援計画の作成の現状はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 避難行動要支援者名簿の現状と取組について答弁いたします。国の災害対策基本法と町防災計画に基づき、高齢者や障害者など自ら避難することが困難と思われる方の避難行動要支援者名簿登録者は現在、1,048名となっております。この名簿は、個別支援を希望する方の緊急時の連絡先や避難方法を把握するために整備をしており、本人の同意があれば平時にも利用をしております。現在、個別計画の人数は510名となっております。今後も定期的な更新を行い、整備を進めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、酸素を持っている方の人数と避難対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、酸素を持たれている方への対策ということで御質問いただいておりますが、在宅酸素療法を行っている方という認識でお答えいたします。先ほども福祉課長から答弁がありましたように、本町では、高齢者や障害のある方など自ら避難することが困難と思われる方の避難行動要支援者名簿を作成しております。そのうち、在宅酸素療法を行っている方は、現在7名いらっしゃいます。在宅酸素療法を行っている方にとって、平時、災害時、問わず電力供給は欠かすことができません。また、酸素は物を燃やしやすい性質があるため、火気の取扱いには注意が必要であると認識いたしております。在宅酸素療法を行っている方をはじめ、災害時避難行動要支援者の方が災害時に安心して避難していただくため、町といたしましては平時からの準備が重要であると考えております。

そこで、災害時避難行動要支援者の方が災害時に自ら避難することが難しい場合、どのような避難行動をとればよいかについて、あらかじめ、御本人や御家族、支援者などと作成する、一人一人の状況に合わせた避難行動計画である個別避難計画の作成を推進しているところでございます。個別避難計画を作成していただくことで対象となる方の速やかで安全な避難が実現できると考えております。

また、災害対策全般のことになりますが、災害時に命を守るためには、自分の命

は自分で守る自助、地域の助け合い、共助、公的機関による公助の連携が大変重要であります。在宅酸素療法を行っている方につきましても、平時から医療機器の適切なメンテナンスを受ける、災害時に必要なものであるバッテリーや携帯用酸素ボンベなどを常備しておく、入院可能な病院について主治医と相談しておくなどの自助による対応を実施していただけるようお願いしたいと考えております。

その上で、町といたしましても、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の情報を基に安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織をはじめ各種関係機関などと連携を図り、必要な支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 昼食のため、休憩します。再開は午後1時でございます。

午前11時52分小休

午後1時再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、生活保護所帯の件数と人数は何人か。また、生活保護を受けている人が亡くなった時の対応はどうしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川議員、一問ずつお願いします。

答弁をお願いします。

深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 生活保護世帯の人数と実情について答弁をいたします。本町の生活保護受給に関する事務は、社会福祉法に基づき、都道府県及び市に設置が義務付けられている福祉事務所において行われます。本町の所管は徳島県東部保健福祉局となっており、御質問の生活保護受給人数やそれぞれの実情については同局が把握をしております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） その生活保護を受けている人が亡くなった時の対応はどうしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 生活保護受給者が死亡した場合の町の対応について答弁をいたします。生活保護受給世帯の方が死亡した場合は、所管の福祉事務所が対応をすることになっております。本町としましては、これまでどおり徳島県東部保健福祉局から何らかの要請があれば協力体制をとることもありますが、基本的に町単独での対応はないと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今の答弁によりますと、生活保護を受けている方は、町はもう全然タッチしないというふうな、町民でありながらタッチしないというふうなことになりますが、そう答え、とっていいんですね。

次に、ノリ乗りタクシー券事業について。これは先の林議員の答弁にありましたが、本年度は対象者が3,160人で、235の方が使われたというふうな報告でありましたが、1割弱の人が使ったというようなことですね。それで、これ、もっと使う方を増やすような策は考えていますか、お伺いします。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、御質問のノリ乗りタクシー券事業の今後の取組、利用者を増やす対策等についてお答えいたします。ノリ乗りタクシー券事業については本町における高齢者の移動支援施策として、また、実証実験として実施しているところでございます。実施に当たっては対象者へのアンケート調査を行い、毎年、対象要件など事業内容を見直しながら進めております。

今年度の事業実施に当たっては、昨年度の対象者を75歳以上のみの世帯の方で要介護認定を受けていない方としておりましたが、日中は車に乗れる家族がいない、配偶者が75歳未満であるといった御意見があったことを踏まえ、今年度は75歳以上の方で要介護認定を受けていない方へと、世帯の状況に限らず本人が対象要件を満たしていれば購入できるようにいたしました。また、前年度はタクシー券の購入場所を藍住町社会福祉協議会のみとしておりましたが、社会福祉協議会までなかなか買いに行くことができないという御意見があったことを踏まえ、今年度は藍住

町社会福祉協議会のほか、ゆめタウン徳島や町内の老人憩の家でも販売することとし、購入できる窓口を増やしております。

今後の取組についてですが、以上のことを踏まえ、今年度においても現在、アンケート調査を実施しているところであり、そのアンケート調査結果等を考慮し、来年度の事業実施に向け、より一層活用しやすい事業となるよう改善を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 先ほども何遍も介護認定を受けている方は使用できないというようなことが言われておりました。その方の中から、どうして私たちはタクシー券事業に参加できないようなことをいう質問もいただきました。そしてまた、住民の方に聞きますと、タクシー事業者が1社になっているのでいろいろ使いづらいという声も聞いております。この点は考えていますか。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 内容についての御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、さまざまな意見があろうかと思えます。現在、アンケート調査をしているところでございまして、そのアンケート調査を踏まえて来年度、より良い事業となるよう、また利用が増えるよう実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、介護タクシーについて伺います。介護タクシーの数と今後の取組について伺います。現在、町内での介護タクシーの数は何台あるか。また、介護タクシーを増やす取組をどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） それでは、介護タクシーの充実についてにお答えいたします。一般的に介護タクシーは御自身では乗車、降車等が困難な方が外出する際に利用できる民間事業者等が提供するサービスであると認識をいたしており

ます。なお、介護タクシーという名称は通称であり、介護保険制度においては、介護保険法第8条第2項に規定されている訪問介護の一形態であり、訪問介護のうち、通院等乗降介助を指しております。介護保険制度における通院等乗降介助、いわゆる介護タクシーは、訪問介護事業所のうち、通院等乗降介助のサービスを提供するとして県の指定を受けた指定事業者が提供するサービスであり、介護支援専門員により居宅サービス計画に位置付けた上で通院、預金の引き下ろし、介護の申請など、限定された目的に対して要介護1以上の方が利用することができます。また、通院等乗降介助は要介護者の通院等のために事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助、または通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を1対1で行う必要があります。これらの条件を満たした利用及びサービス提供が介護保険制度における通院等乗降介助となります。

御質問の介護タクシーの充実についてであります。町において把握している通院等乗降介助を提供する事業所は1事業所となります。また、先に申し上げましたとおり、通院等乗降介助を含む訪問介護事業所の指定権限は県が有しており、町に指定の決定、取消し等の権限がございません。このことから、本町が通院等乗降介助を対象とした事業所数の拡充等を図ることは現行の制度では困難であると考えておりますが、町の被保険者の方が町外の通院等乗降介助に対応している事業所を利用することは可能となっております。ただし、事業所ごとにサービスの提供区域を設定しておりますので、利用者の希望どおりの事業所が利用できるかどうかは、御本人またはその御家族等が介護支援専門員等に直接御相談いただくよう案内をしているところです。また、町といたしましては介護保険被保険者やその御家族から寄せられる介護サービスに関する相談に対しまして、日常生活において介助を必要とされている方が必要な介護サービスを利用できるよう、通院等乗降介助はもとより、介護サービスの種類、利用方法、利用条件等の説明を行っているところであり、これらの取組も当該サービスの充実資するものと考えております。今後も介護サービスを活用した高齢者支援が図られるよう注力してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

[小川幸英君登壇]

●10番議員（小川幸英君） 次に、防災対策について伺います。先月、町民体育館で行われた防災フェスの参加者は何人か。また、年齢別の数は把握しているか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

[理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇]

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それではお答えいたします。まず、先ほど先月とおっしゃられたかと思うんですが、防災フェスにつきましては先月ではなく10月に開催しております。で、防災訓練の参加者数等についてお答えをいたします。10月15日に開催いたしました、あいずみ防災フェスは天候にも恵まれ、多くの町民の皆様にご来場いただきました。来場者は約900名で、そのうち30代までの参加者が全体の約43パーセントを占めており、若い世代の皆様にも興味を持っていただき、御参加いただけたものと考えております。

昨年度は藍住町総合防災訓練として実施し、参加者は664名であり、また、30代までの参加者は全体の約37パーセントでありました。参加者数、若い世代の参加率ともに、本年度のあいずみ防災フェスが昨年を上回る結果となりました。また、9月議会で前田議員の御質問でも御答弁させていただきましたが、今回のあいずみ防災フェスは、普段、防災に関心が低い学生や若い世代の参加を促すため、気軽に参加でき、防災について楽しく学べる機会を作るための催しとして開催いたしました。その結果、町全体の防災意識の向上に資することができたと考えております。

先ほど御質問の中で年齢別というお話がありましたので、ポイントだけといたしますか、多いところを申し上げます。先ほど申し上げましたが、30代までの参加者が全体の約43パーセントを占めております。申し上げたとおりでございます。あわせてアンケート調査を実施いたしております。アンケート調査の回収自体は全部で666名でございます。そのうち30代の人数が106名、40代の年齢が95名とウエイト的に30代、40代が多いウエイトとなっております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

[小川幸英君登壇]

● 10番議員（小川幸英君） アンケート調査の結果でも30代、40代の方が非常に防災に関心があるというようなことですが、今後、こういう防災フェスティバル、どういうふうにしていくか考えていますか。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員から今後の防災訓練の取組について御質問をいただいております。啓発という観点からいえばですね、防災訓練、また、さらに啓発活動というのが重要になってまいりますので、広く防災活動について御説明をさせていただきたいと思っております。発生確率が年々高まる南海地震への対応ということで防災訓練をはじめとする備えというのは大変重要であると町としても考えております。このため、本町では、年間を通してさまざまな形で町民の皆様向けの訓練などを実施しております。全町民を対象としましては、先ほど課長から答弁させていただきましたように、10月にあいずみ防災フェスを、それから11月には県と共催で防災・減災キャラバン公開講演会を実施し、来年の2月には町民一斉避難訓練を実施することといたしております。

また、若年層の防災意識の向上を目的に小学生を対象にした夏休みの防災自由研究として防災及び災害対策に関する作品を募集し優秀作品を表彰、さらには入選作品をゆめタウン徳島やあいずみ防災フェスにおいて展示を行い、広く町民の皆様などに御覧いただいております。加えて、年間を通して授業の中で防災教育に取り組んでいる町内全ての小学4年生を対象に危機管理室職員が学校へ出向いて防災対策の基本的な知識を身につけてもらう防災出前講座や、津波浸水想定区域にある藍住東小学校の高学年を対象とし津波災害の脅威や事前対策の重要性を実体験に基づき児童に直接語りかける東日本大震災の語り部講演会を開催いたしました。

このように誰でも気軽に参加できる催しや実践的な訓練、出前講座や被災経験者から実体験に基づいたお話を聞くなど、さまざまな方式や内容で啓発や訓練などを実施することで多くの町民の皆様が防災に関心を持ち、意識を高めていただけるよう努めているところです。

今後も引き続き町全体の防災力を高めるため、多くの町民の皆様が参加しやすく、そして、充実させた事業を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、各地区で防災団が結成されておりますが、本当に活発に行われている地区もあれば、あまり結成して動いていないというところもあります。先ほどの答弁によりますと、若い人が非常に防災に興味があるということでしたので、やっぱり地域防災団に若い人を交えた広い活動を呼びかけてはどうでしょうか、伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、地域防災活動についてお答えいたします。まず、大規模な災害が発生した際、町や消防、警察、自衛隊などのいわゆる公助による救援、救護活動には限界があり、過去の災害でも公助がすぐに行き届かなかったという現実がありました。そのため、災害から命を守るためには、自分の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助の取組が大変重要となります。この共助における重要な役割を担うのが自主防災組織になります。

自主防災組織とは、地域住民が自主的に防災活動を行う組織で、地域の特性を理解している町民の皆様で構成された組織ならではの地域の実情に合った防災活動ができる地域住民が主役の組織のことであります。自主防災組織の活動を活性化し、将来にわたり維持、発展させていくためには、地域のさまざまな立場の皆様の参加が必要であると考えております。議員御質問の若い世代はもとより、性別や職業、年齢など多様な立場の人材の方に御参加いただくことが肝要であると考えております。地域住民の自主的な活動である自主防災組織について、町がその運営に直接、関わることはできませんが、その活動に対して補助金を交付するなど積極的に支援をさせていただいており、また、町民の方から御要望いただいた際には地域に向いて自主防災組織の結成や活性化についての出前講座などを行っております。今後とも地域の皆様と密接に連携をしていき、地域の防災力、ひいては町全体の防災力を向上させていくよう努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、防災の備蓄について伺います。避難者用携帯トイレの数は何台ありますか。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、避難者用携帯トイレについてお答えをいたします。大規模な災害が発生した際、断水や停電の影響で水洗トイレが使えなくなることがあります。そこで、町では避難所などで水洗トイレが使用できなくなった場合は携帯トイレや簡易トイレ、マンホールトイレまたは仮設トイレなど、さまざまな種類のトイレを備蓄や準備をし、避難所などでの安全で安心した生活ができるよう対策をしております。

現在の備蓄状況ですが、携帯トイレが2万8,100回分、簡易トイレが102基、マンホールトイレが3基、さらには病気や事故で人工肛門や人工膀胱を増設した方向けのオストメイトトイレを3基、備蓄をしております。今後も備蓄計画に基づき計画的な備蓄を進め、さらには災害時に町民の皆様が安心して避難所生活を過ごすことができるように備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今後、各地域の防災団の活発な取組を進めるために防災担当の職員を増やすことはできないか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 小川議員から防災担当の職員に関して御質問をいただきました。現在、本町の危機管理室の職員は正規職員が2名、会計年度任用職員が1名の3名での体制となっておりまして、その3名で防災対策業務や災害対応業務に携わっております。会計年度任用職員は消防職員の退職者を雇用しておりまして、これまでの経験を生かし、主に各種の訓練でありましたり、各種の訓練の企画でありましたり、地域の自主防災組織の結成促進及び活動の活性化などの業務を行っております。近年、全国で自然災害が頻発している状況にあり、防災業務や災害対応業務の専門性が高まってきております。定期的に異動がある町職員だけでは十分な

対応が難しいこともあるため、今後は、専門的な知見を持った退職自衛官などの雇用を検討してまいりたいと考えております。退職自衛官を雇用するに当たっては、国が設けている地域防災マネージャー制度というものがあり、雇用にかかる人件費の一部が特別交付税の交付対象となることから、こうした制度も研究してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、今、現状3名の体制で業務を行っておるわけでございまして、災害対策業務や災害対応業務は町民の皆様の生命や財産に直接関わる業務であります。現在の体制においても的確に業務を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 続いて、ごみ対策について伺います。自治会のない地域や他町から来られた方はごみを出す所がなく、西クリーンステーションまで持っていく方もおります。よく家の前に置いてあるが、そのように収集できないか伺います。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 小川議員から御質問いただきましたごみの戸別収集についてお答えいたします。御質問の中で、自治会のない地域や他町から来られた方はごみを出す所がないとのことでありますが、そのような場合は、既に設置されている近隣のごみ集積所を御利用していただくことになります。その際、そのごみ集積所を既に利用されている住民の皆様には必ず御相談していただき、ごみ集積所の管理等について御承知の上、利用者の皆様と一緒に共同利用をしていただくことが必要となっております。また、御自宅の前へごみを出す戸別収集につきましても、現在のごみ収集業務における人員や車両では通常のごみ収集業務を行いながら町内全域での戸別収集を実施することは難しいため、民生委員の方に御確認いただいた身体的理由などによりごみ集積所までごみを出すことは困難である方のみ、戸別収集の対応をさせていただきます。なお、ごみ集積所の新規の設置につきましては、ごみ集積所の敷地確保や複数世帯によるごみ集積所の共同利用など、近隣にお住まいの皆様の御協力があれば新設できる場合もございます。ごみ集積所の設置場所等によって状況が異なるため、一概には申し上げられませんが、御希望があり

ましたら生活環境課もしくは西クリーンステーションまで個別に御相談ください。
以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 年末のごみ対策について各家庭の大掃除でたくさんのごみが出ると思うが、西クリーンステーションは大勢の人で混雑が予想される。その対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 小川議員から御質問の年末の粗大ごみ対策についてお答えいたします。例年12月は各家庭での年末に向けた大掃除などにより、ほかの月と比較して粗大ごみの持込みは多くなっております。そのため、12月につきましては平日以外の受入日として、3日間の特別受入日を設けております。具体的に申し上げますと今月の12月につきましては、ごみ収集カレンダーにも記載しておりますが、第3、第4土曜日と29日の3日間の午前中を特別受入れを行っております。また、平日の受入れにつきましては、年末は28日まで行い、年始は1月4日から行います。今後も引き続き、町民の皆様の利便性を考えた受入体制をとってまいりますので、御理解をいただけますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後に、桜つつみ公園バーベキュー場について伺います。入札が不調になったと聞きますが、どうして不調になったのか。また、近所の人に工事の始まりのビラが配られたと聞きますが、不調になった入札でなぜ工事が始まったのか伺います。

○議長（西川良夫君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） それでは、桜つつみ公園バーベキューエリア整備工事に関する御質問にお答えいたします。本年9月議会の町長の行政報告において、技術者の配置が困難であるなどの理由から指名業者の入札辞退が相次ぎ、

不調となったところであり、この点を踏まえ、再度入札を実施するにあたり、工期を見直し、加えて管理運営の面からバーベキューエリアにおけるウッドデッキを芝生に変更するなど、仕様の一部を見直した旨、御説明しております。その上で、9月に改めて入札を執行いたしました。その結果、複数の者から入札があり、入札が成立しましたので、最低入札価格を提示した落札業者と工事請負契約を締結し、この度、工事を進めているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） たくさんの答弁をいただきまして私の時間がもう8秒になりましたので、一つこれ、できませんでした。4年間、町民の皆さんの声をお届けすべく一般質問してまいりました。本当にどうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川議員、時間内に終われるようにしてください。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました4名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため12月13日から12月14日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、12月13日から12月14日までの2日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、12月15日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日は、これで散会します。

午後1時35分散会

令和5年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和5年12月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	竹内 君彦	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	米本 義博
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫
9 番議員	鳥海 典昭		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主査 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|----|---|--|
| 第1 | 議第78号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第2 | 議第79号 | 令和5年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について |
| 第3 | 議第80号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第4 | 議第81号 | 令和5年度藍住町一般会計補正予算（第5号）について |
| 第5 | 議第82号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第6 | 請願第4号 | 「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事業における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」 |
| 第7 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

令和5年藍住町議会第4回定例会会議録

12月15日

午前9時58分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果、令和5年度定例監査及び財政援助団体等監査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第78号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第3、議第80号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第78号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第80号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの3議案を一括して採決します。

お諮りします。議第78号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」から、

議第80号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの3議案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第78号「令和5年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第80号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」までの3議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第4、議第81号「令和5年度藍住町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、ただいま上程されました議案について提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第81号「令和5年度藍住町一般会計補正予算（第5号）について」は、歳入歳出とも3億1,141万4,000円増額し、予算総額を132億4,441万4,000円とするものです。歳出補正の内容は、戸籍法の一部を改正する法律の公布に伴うシステム改修費として450万2,000円の増額。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高齢者や子育て世帯、町内事業者を支援する、物価高騰対策商品券事業として7,091万2,000円、低所得者世帯を支援する、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金事業として2億3,600万円をそれぞれ増額するものであります。歳入の補正では、国庫支出金で3億1,141万4,000円増額するものであります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者からの補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時2分小休

〔小休中に小川理事兼総務企画課長、補足説明をする〕

午後 10 時 6 分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第 81 号「令和 5 年度藍住町一般会計補正予算（第 5 号）について」、採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 81 号「令和 5 年度藍住町一般会計補正予算（第 5 号）について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第 5、議第 82 号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、ただいま上程されました議案について提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第 82 号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部が改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額の減額措置が講じられることに伴い、条例の一部を改正するものであります。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時8分小休

〔小休中に堺税務課長、補足説明をする〕

午後10時9分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第82号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第82号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第6、請願の上程について、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

請願第4号「「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事案における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」」を議題とします。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第4号の紹介議員であります小川幸英君から、請願の説明を求めます。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げて説明にかえさせていただきます。

藍住町議会議長、西川良夫殿。「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事案における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」。提出日、2023年11月24日。提出者氏名、喜田康稔。提出者住所、徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊178。紹介議員、小川幸英、林茂。本年3月28日付の徳島新聞は、藍住町が藍住南幼稚園の駐車場新設計画に取り組む中で、近隣の他の土地所有者との交渉は一切行わず、同年2月に逮捕された当時の奥

田浩志藍住副町長からの土地購入手続きを進め実際に土地を購入したことを伝えている（「藍住南幼稚園駐車場、町、元副町長の土地購入、所有者名、議会説明なし、他の土地交渉せず」2023年3月28日、25面徳島総合）。この報道を受けて請願者は、藍住町役場に本事業に焦点を当てた公文書公開請求書を提出し、教育委員会及び建設産業課より関連文書を受け取った（巻末にその一部を添付している）。以下では町役場の公文書に記載された重要事項に言及しつつ本事案への考察を行い、標記の請願内容の実現を目指して議論を展開する。①藍住町教育委員会による文書（【参考資料①】）。本事業の嚆矢となる「伺書」がこの文書である。起案は「平成3年7月5日」、施行は「平成3年7月6日」、保存年限は5年。日付記入欄は未記入部を含め5箇所あり、元号は全て「平成」となっている。高橋英夫町長や奥田氏、青木秀明教育長ら計16名による押印がなされている。②藍住町建設産業課による文書（【参考資料②】）。この文書は奥田氏の当該用地を扱ったものであり、「奥野猪熊用地鑑定業務」が主題とされている。その名目とは異なり、請願者の公文書公開請求書に応じて提出された事実をみれば、藍住町が駐車場新設に関する書類であると正式に認めているということである。つまり、これらは本事業における用地鑑定の見積り関連の公文書であると結論づけられる。「令和3年7月1日」付けで不動産鑑定業者から高橋町長宛てにて「御見積書」が提出されており、建設産業課による同日付けの受領印

が確認される。見積りに関する「支出負担行為書」の起票日は「令和3年7月2日」とされ、奥田氏らが押印したことが読みとれる。この時点で駐車場新設計画が開始されていないどころか存在すらされていなかったことは、教育委員会の文書から理解される。前者の教育委員会の文書については、起案者の時空の誤認により不適切な元号が使用され、かつ急を要して事が進められたゆえに日付の確認すらされてなかった可能性がある。先の「徳島新聞」の記事を参照すると、起案日と施行日は「令和3年7月5日」「令和3年7月6日」であろう。一方で、後者の建設産業課分の書類に従えば、事の発端を論じる教育委員会の「伺書」が作成、提出される前の「令和3年7月1日」の時点で既に用地鑑定が完了しており、鑑定業者への支払い手続きが始められた。これはすなわち、当時の副町長であり立案者側の一人であった奥田氏の持て余されることになる用地の購入を目的に事業が水面下で進められていたこと、教育委員会分の書類は後追いで作成されたことを示している。文書中の押印に目を通せば、この全過程を高橋町長や奥田氏が把握していたのは間違いない。以上の通り、藍住南幼稚園駐車場新設の事業は、関連する公文書自体も破綻し、遵守されるべ

き最低限の行政の手続きすら極めて重大な過失が確認される。税金が費やされるべき「公共事業」の名には値しないと断言される。この退廃的な事業の最終責任が自治体内で強大な権限が付与された首長にあることは自明である。藍住町議会関係者、特に与党議員には、これまで及び今後の町政について熟慮するためにも、従来のように高橋英夫町長を甘やかすのではなく、本事業に対する徹底した責任追及を行なっていただきたい。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） お諮りします。請願第4号については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号については常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、請願第4号「「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事案における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔米本義博君、林茂君、挙手〕

○議長（西川良夫君）　まず、原案に対する反対の発言を許します。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●15番議員（米本義博君）　ただいま提出されました請願に対しまして、私は反対の立場から討論いたします。この請願を読ませていただき、請願者は大きく分けて2つの問題点を指摘し、それに対して高橋町長の責任追及を求めるものと思われまます。1つ目は、教育委員会から提出されました伺書の元号が平成のままであり、令和に訂正されていない点であります。これは御指摘のとおりでありますので、今後、このような単純なミスがないように理事者側には真摯に受け止め、再発防止に努めていただきたいと思います。2つ目は、各書類の日付をみると、結論ありきの後追いで作成されたものであり、他の用地交渉も行われていないことから、この駐車場用地の取得事業が奥田元副町長所有のJAから返還され持て余すこととなる用地を購入するために計画されたものであるとの主張であります。この土地はJA板野郡がトラックステーションとして利用していた駐車場を御厚意で南幼稚園の送迎や学校行事では南小学校も使わせていただいていた場所であります。私は、この駐車場がJAの支所合併により使用されなくなり、奥田氏へ返還されることを聞き、PTAの関係の方と相談した結果、幼稚園の送迎に支障が出るのではないかとこの駐車場の確保を高橋町長へ提案いたしました。最初の返答は、奥田氏の土地であるとの理由で疑念を抱かれないためにと断られました。私がこの請願に対しての採択を判断するために、関係者へ経緯を再確認したところ、新たに駐車場用地を確保するために関係部署との口頭による協議をし、道路を隔てた北側の土地は送迎時に道路を横断しなければならないことから安全面で厳しく、西側はお墓が多数あることから撤去費用が莫大になること、東側は面積が広大で一部だけの購入は難しいこと、また、どの土地も農地から地目変更や土地の高さを合わせるための造成工事が必要となり、駐車場として利用できるようにするには、かなりの費用と時間を費やすこととなります。したがって、JAが借りていた駐車場を最低限の面積で切り売りしてもらうのが費用的にも時間的にも最良であるとの結論に至り、不動産鑑定業者の鑑定額を基に用地を購入する交渉が始まったとのこととあります。さらに、侵入道路部分も既存の用水路に蓋をする形で利用し、購入面積が最低限で済むよう

に工夫もされております。町税の支出をいかに抑え、最短で安全な駐車場を確保するにはと考えると、誰が考えても他の土地を交渉するまでもなく、同じ結論に至るのではないのでしょうか。請願者は幼稚園の送迎の現状を目の当たりにしたことがないのかもしれませんが、3月から5月のJAから駐車場を借りられない期間、幼稚園北側の町道は送迎時間帯に渋滞することが多く、雨の日などは観音院西側の交差点まで車が連なることもありました。南幼稚園に子供を通わせ、この駐車場を利用したことのある保護者の方々からは、駐車場を確保したことに賛成との御意見は多数聞きましたが、反対または批判をする御意見は聞いておりません。本年3月28日付の徳島新聞の記事を読み、駐車場を購入したことがなぜ批判されないといけないのかわからない。保護者で賛成の署名を集めましょうかと言ってくれる方もおいでました。南幼稚園駐車場新設事業は、適切な判断を基に進められた事業であり、疑念を抱かれるリスクを負いながら利用者の利便性と安全性を第一に考え、奥田氏の土地購入を再考していただいた高橋町長に対し、責任を追及するほどの瑕疵があるとは到底考えられず、この請願の採択に反対するものです。

最後に、紹介議員に対しまして一言。議員必携には、「「紹介」とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである。」とあります。紹介議員のお二人は、この請願の内容と同意見であると解釈され、金額、工期、安全面においてJA駐車場跡地以外の用地を購入することがより町民への利益になると考えられておるといことになってますが、詳細について調査をしていけば、このような意見には至らないのではないのでしょうか。請願者である町民の方は詳しい内容が分からず請願を出すことがあるでしょうが、紹介議員を引き受けるなら、憶測ではなく内容を精査し、請願者へ事実を伝える義務もあるのではと考えます。以上をもちまして、私の討論を終わります。議員各位の常識ある御判断をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、私はこの請願に賛成の立場から賛成討論をいたします。参考資料の①-1を御覧ください。公務の職場でこのようなずさんな公文書の管理が行われていることに強い怒りを覚えます。役場に勤める職員の皆さんは、職員に採用されたとき、宣誓書で「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の

本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」このようにですね、宣誓書に署名をされました。全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務が執行していると自信をもって言えるかということをもっともまず聞きたいと思います。そして、まず事実関係から言いますと、公文書の作成は事実関係の上に成り立つものです。これは参考資料の①－1です。平成3年7月5日起案、平成3年7月6日施行となっています。平成3年といえば、今から32年前になります。高橋英夫町長や奥田副町長、青木秀明教育長など16人の押印がなされています。高橋町長は石川元町長の任期満了に伴う藍住町長選挙、2017年、平成29年です。11月14日の告示に出馬をし、無投票で初当選をし、12月3日、町長に就任をしました。平成29年12月に町長に就任したのに平成3年の公文書になぜ押印できたのか、不思議でなりません。他の方も同じく押印できたのか不思議でなりません。で、ここは非常に重要なことと思います。自分の意思で押印したのであれば、元号が平成3年の7月に気づくはずです。誰一人、気づかなかったことは、真面目に職務を執行していないことです。それぞれの担当者が自分の意思で押印をしていないとすれば、これは大きな問題になります。まず、公務員がうそをついたら罪になります。虚偽公文書作成等罪の罪です。公務員が、その職務に関して行使の目的で虚偽の文書、図画を作成し、また文書、図画を変造した場合に成立する犯罪です。虚偽公文書作成等罪は刑法の156条に規定されています。公印不正使用の刑事罰は公印偽造罪と同じで3月以上5年以下の懲役です。公務所もしくは公務員の印章もしくは署名を不正に使用し、または偽造した公務所もしくは公務員の印章もしくは署名をした者も前項と同様とする。このようにしているわけです。この点で、高橋町長はこの虚偽の公文書作成等罪は刑法156条を御存じでしたか。この点もお聞きをしたいというふうに思っています。それから、藍住町の南幼稚園駐車場購入問題で、請願者が資料請求したとき、元号が平成3年7月であることに疑問を持たなかったのか。なぜ、令和3年7月でなければならないのに、起案が平成3年の7月になのか。普通に考えても問題だらけです。誤記で済むということではありません。町民がこのことを知れば、町政に対する信頼はさらになくなります。大麻密売グループへの捜査情報漏えい問題、学校給食の食肉調達をめぐる官製談合事件で副議長に続き副町長も逮捕され、町民は町の信用がなくなると行政に対する信頼はなくなりました。これ以上、町政に対する信頼を失墜させないでください。高橋町

長をはじめ、この事案に関係した職員はその責任を自覚をし、真相を明らかにすること。高橋町長は公の場で真相を語ってください。議員の皆さんの賛同を求めて討論を終わります。

○議長（西川良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、請願第4号「「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事案における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第4号「「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事案における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立少数です。

したがって、請願第4号「「本年2月に逮捕された当時の奥田浩志副町長より不正に用地が購入された藍住南幼稚園駐車場新設事案における高橋英夫町長の責任追及を求める請願書」」については不採択とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君）　ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。
高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　12月議会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

去る5日の開会から本日までの11日間にわたり提案申し上げました議案につきまして十分御審議をいただき、全議案を御承認いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして、公園などの公共施設の管理や防災対策を始め、地球温暖化対策、高齢者福祉、さらには住環境問題など、幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

今後も住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしく願い申し上げます。

最後に、令和5年も余すところ、わずかとなってまいりました。本席、御同席の皆様方、また、全ての町民の皆様にとりまして新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし、閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第4回藍住町議会定例会を閉会します。

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川　良夫
会議録署名議員	鳥海　典昭
会議録署名議員	小川　幸英